

岩手県景観計画 改正部分 新旧対照表

現行	改正後
<p>第2 区域区分 景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。</p> <p>1 一般地域 2の重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。(別図参照)</p> <p>(1) 自然景観地区 主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等</p> <p>(2) 農山漁村景観地区 主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等</p> <p>(3) 市街地景観地区 主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等</p>	<p>第2 区域区分 景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。</p> <p>1 一般地域 2の重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。(別図参照)</p> <p>(1) 自然景観地区 主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等</p> <p>(2) 農山漁村景観地区 主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。</p> <p>ア <u>平成28年4月1日時点で都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき定められた都市計画区域において用途地域が定められている区域のうち、同月2日以降、用途地域の指定の無い区域に変更となる区域</u></p> <p>イ <u>平成28年4月1日時点で建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき指定されている屋根不燃区域のうち、同月2日以降、屋根不燃区域から除外される区域</u></p> <p>ウ <u>その他、農山漁村の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域</u></p> <p>(3) 市街地景観地区 主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。</p> <p>ア <u>平成28年4月1日以降都市計画法に基づき定められた都市計画区域において、用途地域又は臨港地区が定められる区域</u></p> <p>イ <u>平成28年4月1日以降建築基準法に基づき指定される屋根不燃区域</u></p> <p>ウ <u>その他、市街地の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域</u></p>